

新潟県病院局管理規程第3号

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月29日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程(昭和46年新潟県病院局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動後様式」という。)が存在する場合には当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には当該移動様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																					
<p>(特地勤務手当)</p> <p>第2条 別表に定める離島その他生活の著しく不便な地に所在する病院(以下「特地公署」という。)に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(特地勤務手当に準ずる手当)</p> <p>第3条 職員が前条に定める特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合は、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">特地勤務手当級別区分</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">所在地</th> <th style="text-align: center;">病院名</th> <th style="text-align: center;">級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">妙高市</td> <td style="text-align: center;">県立妙高病院</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">十日町市</td> <td style="text-align: center;">県立松代病院</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	特地勤務手当級別区分			所在地	病院名	級別区分	妙高市	県立妙高病院	(略)	十日町市	県立松代病院		<p>(特地勤務手当)</p> <p>第2条 <u>別表第1</u>に定める離島その他生活の著しく不便な地に所在する病院(以下「特地公署」という。)に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(特地勤務手当に準ずる手当)</p> <p>第3条 職員が前条に定める特地公署<u>又は別表第2に定める特地公署に準ずる公署</u>(以下「<u>準特地公署</u>」という。)に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合は、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">特地勤務手当級別区分</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">所在地</th> <th style="text-align: center;">病院名</th> <th style="text-align: center;">級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">妙高市</td> <td style="text-align: center;">県立妙高病院</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <p>(略)</p>	特地勤務手当級別区分			所在地	病院名	級別区分	妙高市	県立妙高病院	(略)
特地勤務手当級別区分																						
所在地	病院名	級別区分																				
妙高市	県立妙高病院	(略)																				
十日町市	県立松代病院																					
特地勤務手当級別区分																						
所在地	病院名	級別区分																				
妙高市	県立妙高病院	(略)																				

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。